

◇番号：202405

◇研究機関名	慶應義塾大学	◇不正の種別	架空請求（カラ給与）・還流行為
◇不正が行われた年度	平成26年度～令和2年度	◇最終報告書提出日	令和6年9月11日
◇不正に支出された研究費の額	5,210,420 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和6年3月8日、「不正行為に関する申し立て窓口」に対して、公的資金の不正使用に関する申し立てが提出され、同日付で受理した。

【調査に至った経緯等】

令和6年3月22日に研究コンプライアンス委員会を開催し、同日付けで調査委員会の設置および調査実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

研究コンプライアンス委員会は、調査委員会（学内委員5名・学外委員1名）を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

- ・調査期間
令和6年5月15日～令和6年6月23日
- ・調査対象
調査対象者：当該教員
調査対象研究費：科学研究費助成事業
- ・調査方法
 - ・臨時職員給与に関する経理関係書類、雇用関係書類等および関係者提出書類等の書面調査
 - ・当該教員、関係者への聞き取り調査

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

架空請求（カラ給与）・還流行為

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景
研究に使用していた研究施設が遠方にあり、学生の研究活動に要する交通費負担が大きかった。また、必要な消耗品等は施設近辺で購入し、すぐに使用する必要があったため、検収を受けづらく、管理負担が大きかった。こうした学生の負担を軽減するため、当該教員は、機動的な資金を確保する動機を持つに至った。
- ・手法
当該教員の研究室に所属する複数の大学院生に対し、実態の伴わない勤務に基づく臨時職員としての勤務報告を行わせ、支給された給与を、学生の研究活動に要する交通費や研究用資材等の購入に充てた。
- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	5,210,420 円	平成26年度～令和2年度	1 人
計	5,210,420 円		1 人（実人数※）

科学研究費の申請内容とは異なる目的外利用があったが、費用の大半は研究室の運営・研究のための費用に充当されており、当該教員が研究とは無関係な個人的な目的での支出への流用については明確に否定していることなどから、私的流用があったと認定することはできなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

証拠資料（収支記録）が存在し、当該教員自身が事実を認めているため、公的資金の不正使用があったものと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

① 当該教員の倫理観および行動規範順守意識の欠如

当該教員も本研究倫理教材を受講済みであり、また、公的資金を使用して教育研究活動に従事するにあたり、研究者の行動指針である「慶應義塾研究倫理要綱」に則り責任を持って公的資金を適切に取り扱うため提出を義務付けている「公的資金の適切な運営・管理に関する誓約書」も提出している。にもかかわらず、虚偽の勤務報告を提出させ、それにより得た給与を別の研究目的資金に使用させる行為を行ったことは、当該教員に研究者としての基本的な倫理観の欠如および行動規範順守の意識の欠如があったものと考えられる。

② 臨時職員雇用者の公的研究費の適正な使用ルールの指導不足

本来であれば、受け入れ責任者である当該教員が、被雇用者である学生等に対して、支出に基づく請求書等の申請により支出すべきである等公的研究費の適正な使用ルートを指導すべきであった。しかし、当該教員は、勤務実態を伴わない臨時職員給与を受給することがあたかも正しい使用方法であるかのように学生等に誤認させ、長年にわたり不適切な使用方法に加担させる結果となった。

【再発防止策】

・研究倫理・コンプライアンス教育の徹底

- ① 毎年実施している採択者に対する説明会の際に研究費不正に関する注意喚起を強く促すと共に、学内に倫理観や行動規範に関するポスターや掲示物を設置し、教員の目につく場所に常に掲示をすることで、視覚的なリマインダーも行い、さらなる啓発の実施を行う。
- ② 研究代表者、分担者のみならず、研究にかかわる構成員に対し、研究費使用に関するコンプライアンス教育を徹底する。特に臨時職員に対しては、雇用契約時に研究費不正に当たる行為についてのわかりやすい説明を提示し確認認識させる。

・臨時職員の勤務状況確認の徹底

提出された勤務報告を元に毎月実施されている勤務時間や勤務内容の確認を引き続き適切に実施したうえで、臨時職員の勤務実態を抜き打ちで確認する等の牽制プロセスを導入し、再発防止に向けたチェック体制の強化を検討していく。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

研究費不正、規則違反、ならびにハラスメント等が認められたことにより、8月7日付で諭旨退職処分とした。

・本件の公表状況

令和6年9月26日に慶應義塾大学ホームページに公表（氏名公表あり）